

あまほついちしきちばいけん  
【尼方一敷地売券】

(端裏書)

(堀川) (敷) (売券)  
「七条ほりかわのしき地のうりけん」

(売渡)  
うりわたすしき地事

在七条以南堀川西東類  
合壺所者、  
中程、口南北貳丈四尺、  
奥東西拾丈、

右、件しき地者、尼方一相伝の地なり、

而(要用)ようくある(相副)によて、紛失状等をあひそへて、

直銭参貫文に、(永代)ゑ(左衛門)いた(相共)いあこ女(永代)にうり

わたすところ実也、(二)於向後他人の

さま(妨)またけあるへからず、もし公家・武家

御(徳政)とくせいありといふとも、この地においてハ

子細を申ましく候、尚以(違乱)いらん(類)わつらい

出来候者、請人等本銭壺倍をもて

可返(二)弁者(一)也、仍為後日売券状

如件、

(二二六六)  
貞治五年八月十六日

(売主)  
うりぬしはう(一)花押

(請)  
うけ人き阿ミ(一)花押

うけ人そつ(一)花押